

令和5年度第9回
東京都私立学校審議会
会議録（第833回）

令和6年1月17日（水）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 2 時55分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 9 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名の方のうち、18名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 6 年 1 月 17 日付、東京都知事名。

記、1、日本ウェルネスAI・IT・保育専門学校の目的変更認可について（千代田区）、ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、新たに諮問される案件 4 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたします議案を除く議案第 1 号から第 3 号までの全ての議案につきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、日本ウェルネスAI・IT・保育専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 1 号の目的変更認可について、御説明申し上げます。

日本ウェルネスAI・IT・保育専門学校は、平成元年 3 月 25 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、保育専門課程に通信制のこども保育学科を設置し、学校の目的変更認可

の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は、教育基本法、学校教育法及びその他関係諸法に基づき、情報処理、ビジネス及び保育などに従事しようとする者に必要な知識技能を教授し、社会に有為となる人材を育成することを目的とする。」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

本学科開設の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

開設理由は、時代とともに変化する社会のニーズに対応し、専門的知識、能力を有する人材の育成を通し、社会全体で取り組む子育て支援、そこに大きく関わる保育士養成の重要性を考え、保育士養成の多様性を確保するためでございます。

設置者は学校法人タイケン科学学園で、理事長は柴岡三千夫氏、校長は伊藤剛之氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおり、保育専門課程に、こども保育学科、通信制、修業年限3年、入学定員40名、総定員120名を設置いたします。

主要教科名、校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項14に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第2号は、東京医療秘書福祉&IT専門学校の目的変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第2号、東京医療秘書福祉&IT専門学校の目的変更認可申請について、御説明いたします。

東京医療秘書福祉&IT専門学校は、昭和61年3月31日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、歯科衛生士学科の設置に伴い、学校の目的変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり、「本校は学校教育法に基づき、医療、福祉及びIT情報デザインの関連分野に従事しようとする者に必要な知識と技能を教授し、それらの分野において専門的職業人となるべき人材を養成することを目的とする。」から、「本校は学校教育法に基づき、医療、歯科衛生及びIT情報デザインの関連分野に従事しようとする

る者に必要な知識と技能を教授し、それらの分野において専門的職業人となるべき人材を養成することを目的とする。」に変更します。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から要項4に記載のとおりです。

目的変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

変更の理由は、介護福祉専門課程介護福祉科、歯科助手専門課程歯科アシスタント科、医療A I科を廃止し、医療専門課程歯科衛生士科を設置するためです。

設置者は学校法人三幸学園で、理事長は昼間一彦氏、校長は増田泰朗氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項10に記載のとおりです。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項11から要項13に記載のとおりです。

備考欄には、同法人設置校の認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次は、幼稚園についての案件でございます。

議案第3号は、むらやま幼稚園の設置者変更認可でございます。

事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第3号、むらやま幼稚園の設置者変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から要項3に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者は吉野恵氏、園長は吉野久氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項8に記載のとおりです。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、今回は、相続協議が終了したことを受け、まずは旧設置者の相続人への設置者変更を行うものですが、今後の学校法人化に向けて、園所轄庁である武蔵村山市と連携し、引き続き指導してまいります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。

議案第4号の武蔵野音楽大学附属高等学校の設置認可に係る計画承認につきましては、第三部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

羽田国際中学校の設置計画変更について、事務局から、説明をお願いいたします。

○福本私学行政課長 それでは、羽田国際中学校の設置計画変更につきまして、事務局から、御報告させていただきます。

本件は、令和4年7月の当審議会で設置計画の御承認をいただきました後、令和7年4月の開校に向けて、新校舎の建設を進めてございました。しかしながら、令和5年11月に、申請者から、工事に大幅な遅滞が発生しており、開校までに十分な準備が難しいという判断があったため、開校時期を1年間遅らせたい旨、報告がございました。また、都の認可スケジュールに照らした場合、竣工時期が現時点で未定のため、開校までに認可が間に合わないおそれもございます。これらを受けまして、令和5年12月21日に、申請者から開校時期を令和7年4月から令和8年4月に変更したい旨の設置計画変更届が都に提出され、受理いたしました。

以上で、事務局からの報告を終わります。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

それでは、当案件の報告はこれで終了いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、2月19日、月曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

午後3時06分閉会